

第136号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. カキ打ち日系人の労働環境
2. 数値予報 その1 高橋清和@広島市
3. フィリピン人の結婚・離婚etc.
4. 法律無料相談会のお知らせ(第6回)
5. ケラメイコス お皿
6. 本の紹介 人はなぜ平和を祈りながら戦うのか
戦場の宗教、軍人の信仰
7. 今月の言葉

カキ打ち日系人の労働環境

前号ではカキ打の雇用保険について報告しました。機関誌を発行して間もなく、カキ打ち場で働いている日系フィリピン人から、突然解雇され、早くアパートを出て行くように言われているとの相談がありました。カキ打ち場の労働状況の一つの例として報告します。

江田島市のカキ養殖で昨年の3月14日に中国人技能実習生の殺傷事件が発生して以降、技能実習生については江田島市の官民ともにいろいろなイベントを開催しています。そうした新聞報告を見ていると江田島市には580名の外国人がおり、その内半数が技能実習生と報告されています。これらの技能実習生に対しては、殺傷事件の原因として「孤立していた。相談相手がいない。」などが挙げられていることから官民挙げて技能実習生との交流の企画を行なっています。しかし外国人の残りの半数はどのような外国人か、またそれらの人に対する取り組みについては考慮されている様子はありません。確かに3年で帰国する技能実習生とは違い定住している人達であるためこうした交流も考える必要が無いと言うことかもしれません。正確なものではありませんが、残りの半数の大半が日系フィリピン人で、カキ養殖業に従事している人たちであり、雇用保険にとどまらずさまざまな問題を抱えているといえます。カキ養殖で働く日系フィリピン人の労働環境は一般的に次のような状況といえます。

- (1)派遣会社からの派遣で働いているか、直接雇用されているがその割合は不明。
- (2)社会保険と労働保険への加入はされていない。
- (3)アパートと水道光熱費は無償の場合が多い。
- (4)7月～9月は仕事無く、収入が途絶えるためフィリピンに帰国する。
- (5)賃金は出来高給か時間給。
- (6)数時間の残業がある。

(7)源泉徴収されている場合とそうでない場合とがあり、中には確定申告用紙に印字したものを渡している事業所もある。

今回相談のあった人については(1)は直接雇用、(5)は時間給 800 円、(7)は源泉徴収されていないようです。いくつかの問題を見ていきます。

【労働時間】

(1)労働日は月曜日から土曜日で日曜は休日

(2)1日の労働時間は13時間(4時～17時30分)で休憩は30分

(3)賃金は800円の時間給

(4)賃金明細書は交付されず右の封筒のように裏の綴じ代部分に金額が記載されただけで源泉徴収されているか不明です
社会保険への未加入や源泉徴収の問題もありますが、労働時間が大きな問題といえます。



13時間労働で1カ月の労働時間は次の通りです。

$$13 \text{ 時間} \times 26.5 \text{ 日} = 344.5 \text{ 時間}$$

1日8時間週40時間の通常労働時間は、

$$22 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} = 176 \text{ 時間}$$

であり、168.5時間の残業時間となります。労災保険の過労死基準は1カ月100時間以上の残業とされていることからすればはるかにその基準を超えており、これが常態であれば労働安全衛生法上大きな問題があり、事故が発生すれば健康管理義務違反として大きな責任を問われることになるといえます。

給料袋の裏に記載されている金額を時間単価で除してみると

$$276,416 \text{ 円} \div 800 \text{ 円} = 345.5 \text{ 時間}$$

となります。13時間労働で計算した場合と1時間程度の違いですが、タイムカードとの関係での誤差とすれば源泉徴収はされていないと考えられますが、所得税法で定められた計算書が無いので何とも言えません。

【解雇予告手当】

即解雇されているため平均賃金の30日分の解雇予告手当が請求できます。

【雇用保険の資格確認】

季節的労働者として短期雇用特例被保険者に該当することになります。加入期間が6か月以上あれば特例一時金として30日分をハローワークから受けることが出来ます。加入手続きが取られていなければハローワークに資格確認請求をすれば受給可能となります。短期雇用特例被保険者についての詳細は前号を参照ください。

【深夜割増】

労働基準法は夜10時から翌朝5時までの労働は深夜労働として25%の割増賃金を支払わなければならないと定めています。次項でみる労基法の適用除外に該当していてもこの時間帯に働けば割増賃金の支払いは必要となります。毎朝1時間の深夜労働があったので

$$1 \text{ カ月} \ 800 \text{ 円} \times 0.25 \times 26.5 \text{ 日} = 5,300 \text{ 円} \text{ の未払賃金があることとなります。}$$

【労基法の適用除外の問題】

労働基準法第41条はカキ養殖業を労働時間、休憩及び休日に関する規定を適用しないとしています。従って、1日8時間また週40時間を超えてまた休日に労働させても何ら問題はないし、36協定の締結も必要ないこととなります。労働契約を結ぶ以上所定労働時間と休日の定めが必要となりますが、今回の例のように、「日曜日の休みと1日の労働時間が13時間」の契約でも問題はないこととなります。天候等の自然条件また季節的繁閑の差などを考慮した適用除外は漁船に乗り組んで漁に出る仕事を想定しているのではないのでしょうか。労基法の1日8時間1週40時間に基づいて過労死基準も設定されていることから、カキ打ちのような屋内における単純作業にまで適用させること自体見直しが必要ではないのでしょうか。

数値予報 その1

高橋清和@広島市

現在、気象情報の予報については数値予報が大きな幅を利かせています。電子計算機（コンピュータ）の発展もこれに大きく寄与しています。これらについてなるべく簡単に解説してみます。

導入です。投げたボールは、重力が下向きに働くというニュートン物理の次の運動方程式で記述されます。

$$\delta \mathbf{u} / \delta t = -\mathbf{g}$$

δ は微小変化という意味で、たとえば、 δt で微量な時間変化量です。太字はベクトル、 g は重力加速度です。この式を積分にすると次の式になります。

$$\mathbf{a} = \mathbf{a}_0 + \mathbf{u}_0 t - 1/2 \mathbf{g} t^2$$

a はボール位置の軌跡、 a_0 は初期位置、 u_0 は初速、 g は重力加速度です。軌跡はきれいな放物線を描くことになります。

運動方程式は空気についても記述できます。空間は3次元なので、水平方向（東西速度 u : 南北速度 : v ）と鉛直方向（鉛直速度 : w ）の3本記述されます。式の形はどうしてそうなるの？ は、ぬきにしてください。

$$\delta u / \delta t = - (u \delta u / \delta x + v \delta u / \delta y + w \delta u / \delta z) + 2 \Omega \sin \phi v - \delta p / \rho \delta x + F_1 \quad \dots \textcircled{1}$$

$$\delta v / \delta t = - (u \delta v / \delta x + v \delta v / \delta y + w \delta v / \delta z) + 2 \Omega \sin \phi u - \delta p / \rho \delta y + F_2 \quad \dots \textcircled{2}$$

$$0 = -\delta p / \rho \delta z - g \quad \dots \textcircled{3}$$

ここで、①と②が水平方向の運動方程式、③が鉛直方向の方程式です。ここで、①と②は地球上での運動であるのでコリオリの力なる力が作用（ Ω のかかる項）します。F は外力です。個々の項については説明を省略します。鉛直方向の方程式③はシンプルで、重力と圧力&密度の項のみです。ただこれは、静力学平衡（激しい対流運動の無い状態、或いは水平方向速度に比べれば鉛直方向速度は小さく無視できる状態）を仮定した、圧力と空気密度の関係式です。

3つの式の中には速度 u 、 v 、 w の他に、密度 ρ やら、圧力 p やらの未知数が含まれています。解くためには他の基礎方程式が必要になります。以下、必要な式を4本続けます。

$$p = \rho R T \quad \dots \textcircled{4} \quad \text{気体の状態方程式}$$

$$\delta \rho / \delta t = - (u \delta \rho / \delta x + v \delta \rho / \delta y + w \delta \rho / \delta z) - \rho (\delta u / \delta x + \delta v / \delta y + \delta w / \delta z) \quad \dots \textcircled{5} \quad \text{大気の連続の式 (質量保存則)}$$

$$\delta \theta / \delta t = - (u \delta \theta / \delta x + v \delta \theta / \delta y + w \delta \theta / \delta z) + H \quad \dots \textcircled{6} \quad \text{熱力学第一法則 (エネルギー保存の法則)}$$

$$\delta q / \delta t = - (u \delta q / \delta x + v \delta q / \delta y + w \delta q / \delta z) + M \quad \dots \textcircled{7} \quad \text{水蒸気保存の法則}$$

④は、化学で登場するおなじみの式です。⑤は、流体がある断面を通過するときの流入質量は、その断面からの流出質量に等しいことを表している式で、収束発散を論じていることになります。⑥は、エネルギー保存則の式で、内部エネルギー変化量は、水平鉛直の3方向でのエネルギー変化量出入りと外部からのエネルギーの総和であるという式です。⑦は大気中の水蒸気の相変化（水蒸気 \rightleftharpoons 降水）によっても、全体では変わらないという式です。

以上で、 u 、 v 、 w 、 p 、 T 、 ρ 、 q の7つの未知数（独立変数）と①～⑦の7本の方程式に単純化されています（ θ は T と q などの従属変数）。これでも拒否反応を示す人がほとんどでしょうが、大気の運動を7本の式で記述できるのですから、かなり美しい形です。ただし、ここで外部因子項（ F 、 H 、 M など）が定数であるはずが無く、また7つの式の中には微分方程式を含み、そのほとんどの項が非線形項（たとえば①右辺第1項： $u \delta u / \delta x$ などのように、未知数 u と未知数の微分 $\delta u / \delta x$ の積）からなり、一般には数学的に微分方程式の解を特定できない形になっています。

そこで、数値による近似計算に電子計算機（コンピュータ）が必要となるのです。

ちょっと、こむずかしかったかもしれません。7本の式が数値予報に利用されるのだとわかっていただければ、それで上出来です。次回はコンピュータとのかかわりです。

フィリピン人の結婚・離婚 etc,

外国人の結婚を巡る話には、真剣に考えざるを得ない話から何と云っていいのか分からず当惑してしまう話まで様々です。ただ日本人の場合と違うのは在留資格がどうなっているかということだといえます。「永住者」や「人文知識・国際業務」などの在留資格であれば問題はないのですが、「日本人の配偶者等」という在留資格の場合、離婚すれば、現在認められている1年若しくは3年の期間が終了すれば更新ができないということになります。そうすると更新時までには何らかの在留資格を満たす就職先が見つからねば帰国せざるを得なくなります。こうして帰国した一人の女性がいました。タレントとして何度か日本に来るうちに日本人と仲良くなり結婚して来日したが、夫が生活費をくれないので働かざるを得なくなり、夫の暴力また身体を壊したこともあっていったん帰国していたが再度来日すると夫は研修生と同棲しており在留資格の更新が出来なくなり離婚しないまま帰国しました。

夫からの暴力は良く聞く話で、結婚して1週間もしないうちに夫から暴力を振るわれ、アパートを借りることにした人もいました。これは彼女の友人から相談があったもので、アパートを見に行くのでそのとき会って話を聞くようにしていたら突然キャンセルしてきました。偽装結婚ではないかとの印象を持っていたので話が聞けなかったのは残念でした。一つの例に飲み屋の経営者が自分の出身地の女性をお客さんに紹介するものがあります。聞いたり活字で目にした例では1カ月5万円主人に支払っているようです。別居していれば偽装結婚と言いうるかもしれませんが同居していればなかなか判断は難しいといえます。いずれにしても本人が明言を待たなければ闇の中の話かもしれません。

次の例も飲み屋の経営者の紹介で結婚して、来日し、この飲み屋で働いていたパターンでした。たまたま英文と和文で作成された誓約書のコピーが手に入りました。これにはフィリピン人の両親の署名まであるので偽装結婚と云っていいのかどうか分かりませんが、来日して数か月で若い男と恋仲になり離婚したいと言いだしたのをみるとそのように考えたくならずし、以下の誓約書の内容を見ても同様の気持ちになってしまいます。

1. 私が死ぬまで、必ず面倒を見る事
1. 私の言う事は、必ず聞く事
1. 家にある物は、私の許可がないかぎり、外に持ち出さない事
1. 浮気は、絶対にしない事
1. 何があっても、家出はしない事
1. 私が死んだ場合、私の財産・資産は全て放棄する事
1. 日本で働き始めたら、結婚にかかった費用を月に 50,000 円づつ返済する事

※1度でも浮気をした場合は、結婚にかかった費用の他に慰謝料として3,000,000円を家族で支払ってもらいます

日本文は夫が自筆で書いており、マニラと東京に事務所がある会社が英文への翻訳をしています。若い恋人はこちらからの忠告に従わず誓約書に従って300万円支払ったようでした。在留期間の1年が経過しても日本に居るところを見ると離婚せず夫の承諾を得て更新手続きを済ませたとしか考えられません。また恋人が夫を訴えてお金を取り戻すと言っているとの話も聞こえてきており、訳の分からない話です。恋人と結婚するためには離婚しなければならないのですがズルズルと偽装結婚を続けていることから、夫と恋人がグルになっているとしたらこの女性は偽装結婚をしたまま二人に借金を負い続けることになるかもしれません。

明らかな偽装結婚の例では次のようなものがありました。妻も子もある男性が、タレントとして来日した女性と恋仲になり、自分の会社の社員と結婚させて来日させ、愛人として困っていたというものです。数年この生活を送っており、愛人から暴力を振るわれたのを切っ掛けにすべて清算してフィリピンに帰りたいとの思いから相談してきました。DVとしてシェルターで保護し、警察にも連れて行き、10日後には離婚も済ませ帰国しました。しかし愛人の方は思いが断ち切れないのかいろいろ接触を図ってきました。

こうした例に加えて、飲み屋に行くと、在留資格更新のため結婚しなければいけないので結婚相手を紹介してもらいたいという話が出てきたり、知り合いからはフィリピンにいる女性を紹介するとか、またフェイスブックを通じて「あなたは独身か」と聞いてこられることが時々あります。日本に来て働くためには結婚しかないと言うことでしょうか。また真面目な結婚の場合であっても、永住資格を取る前に夫が病気で死んでしまい、子供もいなければ帰国せざるを得ないのも現実です。結婚した時点で「人文知識・国際業務」の在留資格から「日本人の配偶者等」に変更し、専業主婦になってしばらくして離婚を迫られて困惑したという例もありました。能力の高い人であったためすぐ就職し「人文知識・国際業務」で在留資格を繋ぐことができました。

少し怪しい結婚は決して少なくない話かもしれませんが、それ以上に幸せな結婚生活をしている人たちもいますし、離婚しながら必死で子供たちを育てている人たちもいます。結婚を巡るトラブルは少なくないはずですが相談先も分からないまま離婚に至っていると考えられます。こうした人たちには随時相談に来てもらいたいし、2カ月に一回下記の法律相談会を活用してもらいたいのですが、この存在をどうしたら知ってもらえるかの方が問題かもしれません。

「無料法律相談会」のお知らせ(第7回)

会場 広島市中区鞆町 4-42 カトリック鞆町教会 多目的ホール
日時 **平成26年 7月27日(日)** 13時00分～17時(受付終了は16時)
※ 教会の駐車場は使用できません。

相談員 **弁護士**：近藤 剛史 **税理士**：碧山 裕二
弁護士：藤井 なつみ **社労士**：小松 公寛
弁護士：秋吉 理絵香

共催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階

ケラメイコス お皿



昨日テニスの仲間と久しぶりに集まってピール会をしました。今の時期は冷酒も悪くはありませんが、冷酒よりもビールの方に手が出てしまいます。料理が乗ったお皿は白いお皿でしたが、やきもの好きからすると一工夫会ってもいいように思ってしまう。しかしこれも好き好きですから、洋食器の色鮮やかなものも良いかもしれませんが。染付の器もいいし、また唐津焼のお皿も悪くはないと考えると收拾がつかなくな

ってしまいます。私自身お皿に関心が無いわけではないのですが、つついぐい呑の方ばかりに注意が言ってしまう。どこかにしまいこんでいるはずですが、探し出すのも面倒なので以前に撮っていた写真を探してみると幾つか出てきました。それぞれ思い出があるものでした。使えばいいのでしょうか生憎男ばかりの3人の住まいでは面倒な話でしかありません。先日、二男が普段使いしている幕末から明治にかけて染付の大鉢の縁を傷つけ、「もう使わない」と言っていました。壊れ物だからいいのではないかと思いつつも、大切にしたい気持ちと、使う楽しみとの兼ね合いからつついぐいしまいこんでしまうことになりがちですが、それなりの器に対する思い入れがあれば日々使用していても意外と傷つけることもないように思います。そうは行っても時々ヒヤッとすることがないわけではありませんが・・・。

上の写真は50cm×30cm程度のお皿というよりは陶板といった方がいいのかもしれませんが。余白を生かし三本の松が軽快に描かれており、所々に釉薬が縮れて梅花皮(かいらぎ)状になっているのも景色として楽しめると思います。ただこの陶板は窯の中で焼成に耐え切れず左右がヘタって上辺と下辺の真ん中あたりに割れ傷があるのが残念です。今は玄関の靴箱の上に飾られているというか、投げっぱなしにされており、いつでも使える体制ではあるのですが見えてはいても見えていない状況に置かれています。

下の丸皿は直径30数cmあります。土平窯での食事中出てきたので同じものを注文して造ってもらったものです。左は斑唐津で柔らかい感じに上がっており、右は蛇蝸唐津といわれるもので鉄釉と灰釉が二重にかけられているものです。右の角皿はお豆腐を一丁載せるともう一回り広ければいいかと感じるサイズです。朝鮮唐津ですが白い斑釉が大部分をしめ黒く発色する鉄釉が真ん中に掛けられ、黒というよりは緑かかった茶色の発色をしています。瀟洒な感じというよりは多少荒々しい感じがします。これも頼んで焼いてもらったものでした。5枚ワンセットですがなかなかいい感じに仕上がっています。使う事を考えねばなりません。



本の紹介

- ①人はなぜ平和を祈りながら戦うのか 星川啓慈、石川明人 共著 並木書房 1,500円
②戦場の宗教、軍人の信仰 石川明人 著 八千代出版 2,100円

私の好きな歌の一つに、「Weapon of Prayer」があります。第1番では「戦線で私たちは任務を遂行しているが、個人としては存在していない」と歌われ、フレイン部では「戦線で武器を携え、勇敢に立ち向かっている時も、祈りという武器を信頼して使おう」と歌われています。戦場に於いての祈りとは戦争の終結への祈願もあるでしょうが、自分と仲間の命を守る祈りといえます。別な言い方をすれば、相手の銃弾は自分たちに当たらず、自分たちの銃弾は確実に相手に当たって欲しいとの祈りといえます。スペルマン枢機卿はテニアン基地のミサで「諸君戦い続けよ、と呼びかけた。そして、われわれは自由のために、正義のために、そして日本人が真珠湾を攻撃した際の恐怖心を打ち負かすために戦っているんだ、といった」(元従軍チャプレン、G・ザベルカ②P.1)そうです。平和な時も戦争の時も祈りが向けられる先は同じであっても内容は全く正反対のものとなってしまいます。信仰と政治や社会問題との係わりをどのようにとらえればいいのか考えても答えは出てこないかもしれません。信仰を忠実に守る良心的兵役拒否という立場もあります。しかしきれいごとの世界の話だけでは何事も解決しないのが現実です。信仰と戦争という矛盾した問題に対する一つの立場が「Weapon of Prayer」に歌われている内容といえます。私達が生きていくうえで信仰というものは大きな意味また力を持っています。しかしそれは教会組織との関係また社会との関係をどう捉えるかという問題も含んでいます。活動領域を増やすにしがたって私の前に組織と信仰と言う問題が立ちはだかってきます。私の場合、行き着くところは教会といった夾雑物を排除したところか、可能なら教会に籍を置いたそのような立場と言うことにならざるを得ないので、何か別な方向が有るのか・・・。

これらの本は全ての人に信仰を考えていくうえで一つの参考になるかと思えます。

言葉

「全能の父なる神よ、あなたを愛する者の祈りをお聞きくださる神よ、わたしたちはあなたが、天の高さも恐れずに敵との戦を続ける者たちとともにいてくださるように祈ります。彼らが命じられた飛行任務を行なうとき、彼らをお守りくださるように祈ります。彼らも、わたしたちと同じく、あなたのお力を知りますように。そしてあなたのお力を身にまとい、彼らが戦争を早く終わらせることが出来ますように。戦争の終わりが早く来ますように、そしてもう一度地に平和が訪れますように、あなたに祈ります。あなたのご加護によって、今夜飛行する兵士たちが無事にわたしたちのところへ帰ってきますように。わたしたちはあなたを信じ、今もまたこれから先も永遠にあなたのご加護を受けていることを知って前へ進みます。イエス・キリストの御名によって、アーメン」

チャプレン、ダウニー大尉(プロテスタント)による
エノラ・ゲイ出発に当たっての祈り 戦場の宗教、軍人の信仰 P.38

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039
e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>
平成26年 7月 1日 発行